

平成30年12月10日

太陽電池発電設備設置者 各位

降雪期における太陽電池発電設備の適切な管理について（周知）

平素は当課電気保安業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

設置者各位におかれましては、日頃から太陽電池発電設備の適切な維持管理に努めていただいているものと存じますが、一昨年の降雪期において、太陽電池発電設備への積雪により、当該設備が破損する事象が多数発生しました。

破損設備の中には、設計時点において本来設定すべき積雪量を満たさない数値で計算したため、支持物の強度不足により破損したものが少なからず見受けられました。

また、積雪により、現場に近づけない、設備の状況確認が出来ない、などの理由により、設備破損から相当期間経過後に覚知したケースもありました。

つきましては、このような状況に鑑み、現状設備の積雪に対する強度が適切であるか、今一度ご確認いただき、必要であれば設備改修や補強等の措置を講じていただくようお願いいたします。

併せて、巡視点検をはじめ、日頃から適切な維持管理を実施することはもちろん、当該設備設置地域の降雪予報に十分注意し、当該設備の状況把握を確実に行うとともに、積雪時には必要に応じ、迅速かつ適切な対応をとっていただくようお願いいたします。

なお、「電気設備の技術基準の解釈」が平成30年10月1日に改正され、太陽電池モジュールの支持物の強度に係る規定が変更されています。補強工事等を行う場合には、改正後の技術基準が適用されます。詳細については、下記のリンク先をご参照ください。

【参考：電気設備の技術基準の解釈の一部改正について（平成30年10月1日）】

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/09/300928.html

また、出力50kW以上の太陽電池発電設備については、太陽電池モジュール等への積雪により、モジュールや支持物が破損した場合、電気関係報告規則に基づく事故報告の対象となることがあり、その場合、事故の発生を知った時から24時間以内に報告することが必要ですので、併せてお知らせいたします。

（本件についての問い合わせ先）

〒540-8535

大阪府中央区大手前 1-5-44

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課 新エネルギー係・電気事業用係

TEL 06-6966-6056 FAX 06-6966-6092